

## 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 認定・運用ワーキンググループ 開催要綱

### 1 目的

「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」（以下「検討会」という）では、令和元年10月に検討会とりまとめ及び「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0」（以下「指針ver2.0」という）を公表した。とりまとめにおいては、情報銀行に関する基本的な考え方や、提供先第三者の選定、データ倫理審査会、情報銀行間の連携等に関して整理・明確化を行った。

一方、令和元年度に計5件の情報銀行認定が決定するなど、情報銀行の認定・運用が進められているところ、認定・運用の過程では課題が生じている。令和2年7月に開催された検討会では、指針ver2.0の提供先第三者の選定に係る記載の明確化や、PマークとISMS認証に加えて許容される第三者認証等については追加の議論が必要とされたことから、これらについて重点的に検討するため、検討会の下に「認定・運用ワーキンググループ」を設置する。本ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、検討会において指針ver2.0の見直しを行う。

### 2 主な検討内容（予定）

- (1) 提供先第三者の選定に係る記載の明確化
- (2) PマークとISMS認証に加えて許容される第三者認証等
- (3) 統制環境に問題のある事業者の扱い
- (4) IoT機器から取得される情報の利用

### 3 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 本WGに主査を置く。
- (3) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (6) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主催する。
- (7) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

### 4 議事等の公開

- (1) 本WGは非公開とする。
- (2) 本WGの会議資料、結果及び議事概要は、WG終了後に公表するものとする。

### 5 スケジュール

本WGは、令和2年11月から開催する。

### 6 事務局

本WGは総務省情報流通行政局情報流通振興課デジタル企業行動室及び経済産業省商務情報政策局情報経済課が主催する。

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会  
認定・運用ワーキンググループ 構成員名簿

(敬称略、五十音順、令和2年11月30日現在)

井上 貴雄	大日本印刷株式会社 A Bセンター コミュニケーション開発本部 本部長
太田 祐一	株式会社 Data Sign 代表取締役社長
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
高口 鉄平	静岡大学学術院情報学領域 准教授
小林 慎太郎	株式会社野村総合研究所 I C T メディア・サービス産業コンサルティング部 上級コンサルタント
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
野村 洋治	富士通株式会社 D X プラットフォーム事業本部 データテクノロジー事業部 シニアディレクター
花谷 昌弘	株式会社 NTT データ 金融事業推進部 デジタル戦略推進部
美馬 正司	株式会社日立コンサルティング スマート社会基盤コンサルティング第2本部 ディレクター 慶應義塾大学 政策・メディア研究科 特任教授
○ 森 亮二	英知法律事務所 弁護士
森田 弘昭	株式会社マイデータ・インテリジェンス 取締役執行役員 COO
山本 龍彦	慶應義塾大学法務研究科 教授
湯淺 墾道	情報セキュリティ大学院大学 学長補佐／情報セキュリティ研究科 教授

【オブザーバー】

内閣官房 情報通信技術（I T）総合戦略室

個人情報保護委員会事務局

一般社団法人日本I T団体連盟

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

【事務局】

総務省情報流通行政局情報流通振興課デジタル企業行動室、経済産業省商務情報政策局情報経済課